

平成30年5月開会議会 議案説明

議案第1号	工事請負契約の締結について	から
議案第6号	専決処分について	まで
	並びに	
報告第1号	市長専決処分事項の報告について	及び
報告第2号	議決事件に該当しない契約について	

ただいま上程されました議案及び報告についてご説明申し上げます。

議案第1号から議案第3号までは、工事請負契約の締結についてでありまして、いずれも海蔵小学校改築工事に関し、建築工事、建築電気設備工事、建築機械設備工事について、請負契約を締結しようとするものであります。

議案第4号 調停の成立につきましては、本市所有地の買取りを求める調停について、相手方との間で調停を成立させようとするものであります。

議案第5号につきましては、地方税法等の改正に伴い、市税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月31日に専決処分したことを報告するものであります。

議案第6号につきましては、市が被告となった損害賠償事件の第一審において、市の一部敗訴判決がなされたことから、これに対する控訴の提起について、地方自治法第179条第1項の規定により平成30年3月28日に専決処分したことを報告するものであります。

報告第1号につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、10件の専決処分事項を報告するものであります。

報告第2号につきましては、議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例に基づき、1件の契約を報告するものであります。

以上が各議案等の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決及び承認賜りますようお願い申し上げます。